

議案第36号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料等の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

時間 区分 種別	午前		午後		夜間		全日	
	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
	平日	日曜日、土曜日 及び休日	平日	日曜日、土曜日 及び休日	平日	日曜日、土曜日 及び休日	平日	日曜日、土曜日 及び休日
セミナー ルームA	3,260円	3,910円	4,240円	5,050円	4,240円	5,050円	11,740円	14,030円
セミナー ルームB	3,580円	4,240円	4,890円	5,870円	4,890円	5,870円	13,380円	16,000円
ワークシ ョップ室 A	8,320円	9,950円	11,100円	13,220円	11,100円	13,220円	30,520円	36,410円
ワークシ ョップ室 B	6,360円	7,500円	8,480円	10,110円	8,480円	10,110円	23,340円	27,760円

別表第4 附帯設備の部音響・映像機器の項中「1式」を「一式」に、「9,300円」を「10,540円」に改め、同部その他の項中「1式」を「一式」に、「1,600円」を「1,810円」に改める。

別表第5 備考以外の部分を次のように改める。

別表第5（第21条関係）

種別	時間 区分	前半	後半	全日
		午前9時から午後4時まで	午後4時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
主劇場		467,670円	513,720円	664,690円
小劇場		169,290円	186,310円	241,620円
けいこ場A		20,750円	22,860円	29,660円
けいこ場B		14,750円	16,210円	21,390円
けいこ場C		7,290円	8,260円	10,860円
音響スタジオ		1時間以内 960円		
作業室A		13,290円	15,070円	19,770円
作業室B		12,150円	13,770円	18,150円

別表第6附帯設備の部舞台設備の項中「1式」を「一式」に、「13,100円」を「14,850円」に改め、同部音楽設備の項中「12,100円」を「13,720円」に改め、同部工作機械の項中「1式」を「一式」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同部映写機の項中「1,600円」を「1,810円」に改め、同部音響設備の項中「1式」を「一式」に、「20,000円」を「22,680円」に、「8,000円」を「9,070円」に改め、同部照明設備の項中「1式」を「一式」に、「59,000円」を「66,900円」に改め、同表電源設備の部持込み機材の項中「150円」を「170円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第5及び別表第6の規定は、施行日以後に使用の申請をした者の令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の令和7年10月1日以前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。